

みやぎモーダルシフト促進事業補助金

申請希望者向けQ & A

令和8年4月1日

宮城県土木部港湾課

目 次

- Q 1 この補助金は何を目的としたものか。
- Q 2 申請できる事業者の要件は何か。
- Q 3 運送事業者と荷主、どちらが申請すればよいか。
- Q 4 補助対象となる「転換」の定義は何か。
- Q 5 発送する荷物だけでなく、県内に到着する荷物も対象になるのか。
- Q 6 補助金はいくら支給されるか。
- Q 7 海上輸送と鉄道輸送の両者の申請をする場合の上限額はいくらか。
- Q 8 予算がなくなったら終了するのか。
- Q 9 交付決定を受けた後に何らかの調査を受けることはあるか。
- Q 10 補助金の対象となった輸送に関する書類は保存しておく必要があるか。
- Q 11 いつ輸送したものが補助対象になるか。
- Q 12 トラック輸送を行っていたことを証明する書類は何か。
- Q 13 変更承認が不要となる「軽微な変更」とは何か。
- Q 14 品目や相手方は同じだが、納品先の工場が変わった場合等は補助対象となるか。
- Q 15 予定していた転換量よりも増える又は減る場合はどうするのか。
- Q 16 転換する貨物輸送の距離が短距離であっても補助対象となるか。
- Q 17 転換によってCO₂排出量が増加する場合は補助対象となるか。
- Q 18 RORO船やフェリー貨物は対象となるか。
- Q 19 オフレールステーションによる輸送は対象となるか。
- Q 20 「はこビュン」は対象となるか。
- Q 21 交付決定額を増やしたい場合はどうするか。
- Q 22 海上輸送と鉄道輸送、どちらも申請したい場合はどうするか。
- Q 23 県外に本店を持つ事業者が申請する場合はどうするか。
- Q 24 来年度以降も申請できるのか。
- Q 25 実績報告の提出期限はいつまでか。
- Q 26 交付申請後、交付決定までにどのくらいかかるか。
- Q 27 実績確認後、支払いまでどのくらいかかるか。
- Q 28 転換前の輸送ルートは、宮城県内を通過している必要があるのか。

Q 1 この補助金は何を目的としたものか。

トラック輸送から海上輸送または鉄道輸送への転換に要する経費を支援し、運輸部門における更なる脱炭素化や物流分野における労働力不足への対応を図るものです。

Q 2 申請できる事業者の要件は何か。

以下①から④までの要件を全て満たす必要があります。

- ① 宮城県内に本社、支店、営業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人（個人事業主を含む）であること。
- ② 貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者又は倉庫業者、若しくはこれらに輸送を委託する「荷主」であること。
- ③ 全ての県税に未納がないこと。
- ④ 暴力団等ではないこと。

Q 3 運送事業者と荷主、どちらが申請すればよいか。

どちらも申請可能ですが、同一のコンテナ貨物について重複して申請することはできません。

また、運送事業者等が申請する場合は、荷主の承諾を得た上で「承諾書」（様式第1-1号別紙2）を提出してください。

Q 4 補助対象となる「転換」の定義は何か。

貨物の輸送方法を従来のトラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送に変更することです。

全く輸送していなかった貨物を新たに海上輸送する場合や、海上輸送から鉄道輸送へ変更する場合は補助対象外となります。※参考（末頁参照）

Q 5 発送する荷物だけでなく、県内に到着する荷物も対象になるのか。

要綱に定める輸送の要件を満たしていれば、到着する荷物も補助対象になり得ます。

Q 6 補助金はいくら支給されるか。

輸送コンテナ数×単価により算出した金額が交付額となり、各種コンテナ1個あたりの単価は以下のとおりです。

- | | | |
|-------|-----------------|------------------|
| ○海上輸送 | 20 フィート：5,000 円 | 40 フィート：10,000 円 |
| ○鉄道輸送 | 12 フィート：3,000 円 | 20 フィート：5,000 円 |
| | 31 フィート：7,750 円 | 40 フィート：10,000 円 |

なお、上記にない長さのコンテナについては、1 フィートあたり 250 円で算出した金額を補助単価とします。

Q 7 海上輸送と鉄道輸送の両者の申請をする場合の上限額はいくらか。

海上輸送は 1 申請者あたり 400 万円、鉄道輸送は 1 申請者あたり 100 万円が申請限度額となります。

なお、海上輸送と鉄道輸送の両者の申請をする場合は、それぞれの上限がそのまま適用され、海上輸送 400 万円、鉄道輸送 100 万円が申請限度額となります。

Q 8 予算がなくなったら終了するのか。

交付申請額の合計が予算総額に達したときは、実施期間に関わらず募集を終了することがあります。その場合、交付決定は予算の範囲内で先着順に行います。

Q 9 交付決定を受けた後に何らかの調査を受けることはあるか。

実績報告後、原則、調査員による添付資料の原本等の確認（実績確認）を行うほか、事業完了後も必要に応じて輸送内容の報告を求めたり、現地調査やヒアリングを行ったりすることがあります。

Q 10 補助金の対象となった輸送に関する書類は保存しておく必要があるか。

補助事業に関係する帳簿や伝票等の書類は、事業終了年度の翌年度から 5 年間保管しなければなりません。

Q 11 いつ輸送したものが補助対象になるか。

輸送日（最初に輸送を開始した日）が申請年度の 4 月 1 日から 2 月 28 日までのもものが補助対象になり得ます。

Q 12 トラック輸送を行っていたことを証明する書類は何か。

輸送伝票、領収書、振込伝票、契約書など、輸送した事実（輸送日、発着場所、輸送貨物、輸送貨物の量、輸送貨物の重量などがわかるもの）と支出が確認できる書類が該当します。

Q 13 変更承認が不要となる「軽微な変更」とは何か。

以下①又は②の場合が軽微な変更となります。

- ① 交付決定後に転換量が減ったものの、交付決定額の 20%以上の減額にならない場合
- ② 申請者が荷主の場合において、交付決定後に予定していた運送事業者等が

変更となる場合

Q 1 4 品目や相手方は同じだが、納品先の工場が変わった場合等は補助対象となるか。

既に海上輸送又は鉄道輸送へ転換しており、その上で、納品先の工場が変わった場合は補助対象となりません。

Q 1 5 予定していた転換量よりも増える又は減る場合はどうするのか。

予定した転換量よりも増える場合であっても、交付決定額が上限となりますことから、手続きは不要です。

交付決定後に転換量が減り、交付決定額が 20%以上の減額となる場合は、「事業計画変更承認申請書」（様式第 4 号）の提出が必要となります。

Q 1 6 転換する貨物輸送の距離が短距離であっても補助対象となるか。

各種要件を満たしていれば、短距離であっても補助対象となり得ます。

Q 1 7 転換によってCO₂排出量が増加する場合は補助対象となるか。

CO₂排出量が増加する場合は補助対象外となります。なお、転換する貨物輸送の距離が短距離であっても、転換前と転換後のCO₂排出量を比較し、CO₂が削減されていれば補助対象となります。

Q 1 8 RORO船やフェリー貨物は対象となるか。

本事業は輸送したコンテナ単位での補助を行うため、RORO船やフェリー貨物は補助対象外となります。

Q 1 9 オフレールステーションによる輸送は対象となるか。

対象となります。また、企業の敷地内にある県内の貨物駅も対象となります。

Q 2 0 「はこビュン」は対象となるか。

本事業は輸送したコンテナ単位での補助を行うため、「はこビュン」は補助対象外となります。

Q 2 1 交付決定額を増やしたい場合はどうするか。

交付決定額の増額はできません。必要な事業量を精査の上、申請をしてください。

Q 2 2 海上輸送と鉄道輸送、どちらも申請したい場合はどうするか。

どちらも申請することは可能です。交付申請書等にそれぞれの事業計画書等を添付願います。この場合、海上輸送分は400万円、鉄道輸送分は100万円、合計500万円が申請限度額となります。

Q 2 3 県外に本店を持つ事業者が申請する場合はどうするか。

県内に支店や営業所を有していれば申請可能ですが、その場合、当該支店や営業所が申請者となります。

また、支店や営業所等も県内にない場合は、貨物を輸送する事業者や倉庫業者が県内にある場合は、物を輸送する事業者や倉庫業者から申請することが可能です。この場合、荷主の承諾を得た上で「承諾書」(様式第1-1号別紙2)を提出してください。

Q 2 4 来年度以降も申請できるのか。

来年度以降も募集する場合は、随時ホームページ等でお知らせします。

Q 2 5 実績報告の提出期限はいつまでか。

実績報告書及びその添付書類は、以下①及び②のいずれか早い日までに提出してください。

- ①事業完了日(実施期間中の最後の転換に係る輸送開始日)から1か月以内
- ②令和9年3月10日

Q 2 6 交付申請後、交付決定までにどのくらいかかるか。

交付申請書の受理後、概ね2週間ほど要します。

Q 2 7 実績確認後、支払いまでどのくらいかかるか。

実績確認後、概ね2週間で額の確定を通知し、額の確定通知日(通知書の右上に記載されている日付)から概ね2週間後に補助金を支払います。

※実績確認日は、実績報告書提出時に調整します。

Q 2 8 転換前の輸送ルートは、宮城県内を通過している必要があるのか。

転換前の輸送ルートは宮城県内を通過している必要はありません。例えば、福島県から京浜港へトラック輸送していた貨物を、仙台港を利用した海上輸送へ転換した場合でも対象となります。

なお、出発点や終着点が宮城県内である必要もありません。

< 参考 >

補助対象となる転換

	シナリオ	転換量及び補助対象のイメージ	補助対象の可否	理由
ケース1	これまでトラック輸送していた貨物の全量を、海上又は鉄道輸送に転換した場合	<p>トラック輸送量 ↓ 転換 海上又は鉄道輸送量 補助対象</p>	○	トラック輸送から海上又は鉄道輸送への転換というモーダルシフトの趣旨に該当するため
ケース2	これまで輸送していなかった貨物を、海上又は鉄道で輸送した場合	<p>トラック輸送量 海上又は鉄道輸送量 補助対象</p>	×	トラック輸送から海上又は鉄道輸送への転換というモーダルシフトの趣旨に該当しないため
ケース3	これまで海上輸送していた貨物の全量を、鉄道輸送に転換した場合	<p>海上輸送量 ↓ 転換 鉄道輸送量 補助対象</p>	×	トラック輸送から海上又は鉄道輸送への転換というモーダルシフトの趣旨に該当しないため
ケース4	これまでトラック輸送していた貨物の全量を、海上又は鉄道輸送に転換した上で、輸送量を増加させた場合	<p>トラック輸送量 ↓ 転換した上で増加 海上又は鉄道輸送量 補助対象</p>	○	トラック輸送から海上又は鉄道輸送への転換というモーダルシフトの趣旨に該当するため (補助対象となる範囲は、転換が図られた範囲までとする)
ケース5	これまでトラック輸送していた貨物の一部を、海上又は鉄道輸送に転換した場合	<p>トラック輸送量 ↓ 一部を転換 海上又は鉄道輸送量 補助対象</p>	○	トラック輸送から海上又は鉄道輸送への転換というモーダルシフトの趣旨に該当するため (補助対象となる範囲は、転換が図られた範囲までとする)